

大口町職員懲罰審査委員会規程

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年大口村条例第9号）の規定に該当する懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意（以下「懲戒処分等」という。）について公正な取扱いを期するため、大口町職員懲罰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、職員（法第3条第2項に規定するすべての職員をいう。）の懲戒処分等に関する事案を審査する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもってこれに充てる。
- 3 委員は、職員のうちからその都度副町長が指名する。
- 4 委員長及び委員は、町長への当該処分の報告をもって解任されるものとする。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長及び委員は、自己又は配偶者及び4親等内の親族に関する事案については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、当該職員及び関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、事案の審査を終了したときは、すみやかに書面をもって町長に報告しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、これを公開しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成20年3月12日 大口町訓令第1号)

この訓令は、平成20年3月12日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第27号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。